

社会福祉 あきた

NO.
374
2024.3.5



「DWAT 出発式」
(P5 に掲載)

- P2 秋田県介護人材確保対策調査研究事業の調査結果概要について
- P5 『中学生の福祉の仕事セミナー』を開催しています
- P5 能登半島地震被災地への職員派遣状況
- P6 子どもの居場所づくりの充実・強化に向けて
- P8 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

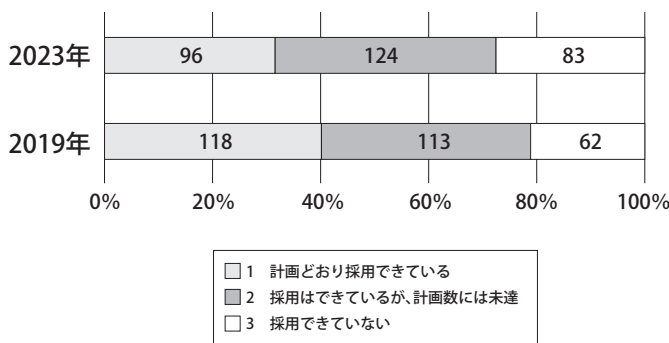
秋田県介護人材確保対策
調査研究事業の調査結果
概要について

秋田県社会福祉協議会では、秋田県の委託を受けて、介護人材の確保、特に外国人介護人材の確保についての調査研究を進めることを目的に、国際教養大学、県中小企業団体中央会、県行政書士会、県社会福祉法人経営者協議会の協力を得て、調査検討委員会を設置して介護福祉事業を行う法人等へのアンケート調査及び現地訪問調査を行ってきました。まだ最終報告書として完結したものではありませんが、これまでの検討委員会ですされたアンケート調査結果等の概略をご紹介します。

アンケートは、「介護福祉サービス提供法人調査」と「外国人介護職員受け入れ法人調査」の2種類を実施しました。

「介護福祉サービス提供法人アンケート調査」は、9月末に秋田県内で介護事業所・施設の指定・許可を受けている法人（※訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・福祉用具貸与・福祉用具販売・居宅介護支援・居宅療養管理指導を除く）を対象にメー

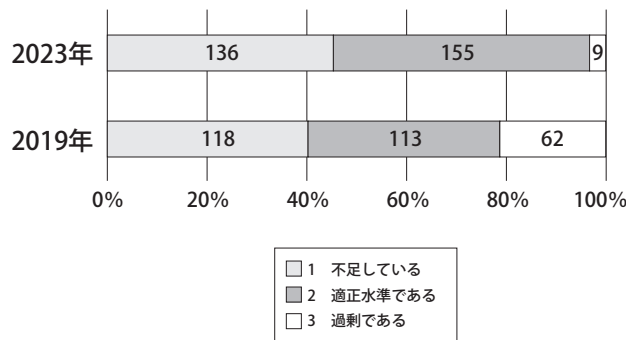
介護職員の採用状況



ルと郵送で行いました。616法人を対象として、304法人から回答を得ておりますので約49%の回答率となっております。2019年にも県で同様の調査を行っておりますので、質問項目を同じくして比較を可能とした調査にしています。

それによると、介護職員の採用状況については、「計画どおりに採用できている」という回答割合が減少し、「採用できていない」という回答割合が増加しています。

介護職員の人員配置の現状



また、介護職員の人員配置の現状については、「不足している」が118から136法人に増加しています。

介護職員に関しては、現場で不足しており、確保も難しいという現状が読み取れます。

なお、施設別に分類してみたところ、児童福祉、障害、訪問介護、老健・特養での不足感が強いという結果になっています。

実施・検討している人員確保の取組について尋ねた結果が次の表のとおりです。

項目／調査年	2019年	2023年
1 積極的情報発信(Web等活用)	223	85
2 非正規社員の正社員登用	162	104
3 介護助手の採用	41	39
4 短時間勤務の導入	106	126
5 処遇の改善	246	187
6 キャリアパスの整備	150	93
7 計画的な人材の育成	90	76
8 介護ロボットの導入	17	38
9 業務の効率化	101	147
10 休暇の取得促進	0	126
11 外国人材の受入	18	26

5つまでの複数回答可という前提で質問していますが、「業務の効率化」「休暇の取得促進」が増加しており、「積極的情報発信」「キャリアパスの整備」が大きく減少しています。「処遇の改善」「非正規社員の正社員登用」も減少傾向にあります。「外国人材の受入れ」「介護ロボットの導入」は増加していますが、上位に入るまでには至っておりません。外国人材の受入れを人材確保策の手段として考えている法人が多くないことは分かりましたが、実際に受入れしている法人はどのくらいあるのか等を尋ねた結果が次の表です。

Q 受入れ外国人の国籍

項目／調査年	2019年	2023年
1 中国	7	3
2 ベトナム	1	8
3 フィリピン	14	16
4 インドネシア	3	6
5 モンゴル		5
6 ミャンマー		4
7 ネパール		4
8 フランス		2
9 カンボジア		1
10 タイ		1
11 ウクライナ		1
12 スリランカ		1
13 コロンビア		1
14 インド		1

この中には、県外本社工人が全国の数字を回答してきたのではないかとと思われるものが含まれており、現在秋田県内の法人に外国人介護職員がいるのかはつきりしないものもあります。ただ、4年前に比べて外国人材を受け入れている法人が増加していることは明白です。

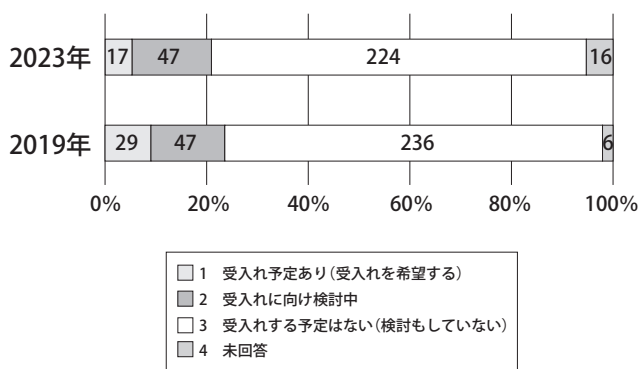
Q 外国人材受入れ状況について

項目／調査年	2019年	2023年
1 現在受入れしている	17	29
2 過去に受け入れたことがある	12	10
3 受入れしたことはない	288	265
4 未回答	1	

Q 外国人材受入れルート

項目／調査年	2019年	2023年
1 特定活動(EPA)	3	3
2 在留資格「介護」	4	6
3 技能実習	7	17
4 特定技能		12
5 その他	18	13

外国人材受入れ予定



外国人材受入れルートについては、外国人の在留資格を複数回答可で質問したのですが、圧倒的に技能実習が増加しており、特定技能もかなり増加しています。外国人材受入れ国籍について前回調査では、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシアの4か国でしたが、その中で今回はベトナムが大きく伸びています。また、フィリピンやインドネシアも増えております。事前に想定していなかった国では、モンゴルを5法人が回答してきており、ミャンマーも4法人が回答しています。

Q 外国人材受入に関しての不安は何ですか。(4つまで複数回答可)

項目／調査年	2019年	2023年
1 受入に関するノウハウ・事例等の提供	247	97
2 受入に関する相談窓口の充実	54	47
3 介護記録等、書類の整備・整理	172	104
4 日本人職員への理解	55	79
5 指導役となる職員の負担増への対応	121	164
6 利用者・家族への理解	106	83
7 処遇面	20	27
8 受入費用(入国するまで)	58	91
9 受入費用(入国後の学習支援、生活環境整備等の負担)	110	151
10 受入期間(国内滞在期間)の制限	48	44
11 受入期間終了後の外国人の定着	67	65
12 受入に関する情報量の不足	62	59
13 特になし	4	9

今後の外国人材の受入れ予定を尋ねたところ、「受入れ予定あり(受入れを希望する)」は前回調査よりかなり少なくなりました。これは、既に多くの法人が受入れを開始しているという状況を反映しているのかもしれませんが、「受入れする予定はない(検討もしていない)」が前回とあまり変わらないことを考慮すると、積極的ではないと解釈することもできます。

外国人材受入に関しての不安については、4つまでの複数回答可という前提で質問しています。「指導役となる職員の負担増への対応」「受入費用(入国後の学習支援、生活環境整備等の負担)」という回答が第一位と第二位を占めました。前回の調査では、「受入に関するノウハウ・事例等の提供」が第一位、「介護記録等、書類の整備・整理」でしたので、大きく様変わりしています。これは、不安が具体的な疑問に移行してきている、すなわち、外国人介護職員の受入れがより身近なものに受け止められてきているということではないかと分析します。

次に、「外国人介護職員受け入れ法人アンケート調査結果」についてですが、前のアンケートで外国人が現在いると回答した29法人に対してメールにて実施しました。回収状況は、現在受入れしている法人からは18法人、過去に受入れしていた法人からは2法人から回答を得ました。なお、アンケートの回答集計は、現在受け入れていると回答した18法人に行っています。

外国人介護職員の状況については、次ページの表のとおり技能実習

国籍／区分	技能実習	EPA	介護	特定	その他	永住	配偶者	合計
フィリピン	5	3	0	1	15	9	4	24
ベトナム	29	0	2	4	0	0	0	35
インドネシア	24	0	1	17	0	0	0	42
カンボジア	4	0	0	0	0	0	0	4
インド	3	0	0	2	1	0	0	6
ネパール	0	0	0	2	1	0	0	3
ミャンマー	5	0	0	12	0	0	0	17
中国	0	0	1	0	0	0	0	1
モンゴル	3	0	0	0	0	0	0	3
合計	73	3	4	38	17	9	4	135

※永住、配偶者は、その他の内訳である。

生が多い状況ですが、特定技能も次に多くなっています。その他は、永住者が多くフィリピンということから、結婚等で過去に秋田県にきた方などではと推測できます。

国別ではベトナム、インドネシア、フィリピン、ミャンマーと続きます。

受け入れしている外国人はどの施設(事業)でどのような業務をしているのかについて尋ねたところ、5人を

外国人介護職員の住居確保はどのように対応していますか。

項目／調査年	2023年
1 アパートの一室等を借り上げしている	2
2 一軒家を借り上げしている	3
3 法人の寮で対応している	7
4 一軒家を購入している	1
5 職員が個人で(自分の収入で)アパートを借りている。	2

除いて127人が介護業務と回答しています。

施設別では、特養が31人、老健が51人、その他高齢が41人、障害4人、その他5人と回答しています。特養と老健は社会医療法人・医療法人でないといけません、他高齢事業については、ショートステイやサ高住が多いのではないかと推察されま

す。

不安の多かった費用については、技能実習生1人につき入国前から就労開始時までには監理団体に支払う費用総額は、回答のあった9法人のうち、最高は120万円、最低が40万

円ということ、バラツキはありましたが、平均で約68万8千円という結果でした。さらに、就労開始後に監理団体に支払う費用月額について、こちらは回答にバラツキが少なく、9法人のうち、最高は6万円、最低が4万円ということ、平均で約4万2千円という結果でした。

また、外国人介護職員(技能実習生・特定技能)と日本人介護職員の給与差についてですが、日本人介護職員の間の給与格差はほとんどないという結果になりました。「外国人の報酬を日本人と同等額以上にする」と「が入管法で義務付けられていますので当然の結果であります。

外国人介護職員受入れ担当職員については、回答のあった14法人中、専任職員を置いているが5法人、置いているが専任ではないが6法人、現場で対応はしているが明確に担当職員を置いているというわけではないというものが2法人でした。

住居の確保については、回答を寄せた14法人中13法人で住居を確保しており、住居の確保が物理的にも資金的にも大きな負担になっていません。

受入法人を訪問してヒアリング調

査し、実際に外国人介護職員と話をしました。

日本に来て、1年以内の職員でも十分日本語で会話が成立しました。日本語で困ることは秋田弁という共通した回答がありました。

なぜ介護職を選択して日本に来たのかという質問に対しては、回答はほぼ同様で、介護職は給与が高いという理由が挙げられました。

介護記録の記載に関しては、漢字、ひらがな、カナカタ交じりの日本語でしっかりと記録されておりました。

その評価も、若くて優秀であり、早くから採用を継続してきた県外の法人では、外国人介護職員なしには事業運営はできないと考えている、日本人の採用には限界を感じており、完全に外国人介護職員が戦力になっていると話されました。

本県は、調査結果が示すとおり、外国人介護人材の活用については後塵を拝しています。

今後、技能実習制度などの変更も予定され不透明な部分もありますが、外国人介護職員の採用を中長期的な選択肢とする必要があるのではないかと考えられます。

『中学生の福祉の仕事セミナー』 を開催しています

本会では、県内の中学生を対象に、福祉現場で働く若手職員が講師となって学校を訪問し、福祉の仕事の魅力をお伝えする、「中学生の福祉の仕事セミナー」を開催しています。

今年度は、2校から申込みがあり、約200名の生徒と職員の皆さんに参加していただきました。

このセミナーはキャリア教育、進路指導、総合的な学習や家庭科など、様々な授業時間に合わせて実施することが可能です。

介護、障害、保育の各分野について、福祉現場で働く職員から、仕事の種類や内容、必要な資格取得等の説明や福祉の現場での実体験談等を聴くことができ、開催校の希望により分野を選択できます。

また、講師の手配や調整は本会が行い、開催校に費用負担はありません。会場は、教室や体育館、校内の多目的ホール等、セミナーを受講する生徒の人数等により設定し、保護者の参加も可能です。

セミナーは、中学生に将来の職業選択の一つとして、福祉の仕事について関心を持ってもらう貴重な機会です。

来年度も年度始めから事業を実施する予定ですので、各学校には、年間のカリキュラムの一つとしてご活用いただければ幸いです。参加申込みをお待ちしています。

問合せ先

施設振興・人材・研修部
秋田県福祉保健人材・研修センター
TEL (018) 864-3161
FAX (018) 864-2877

能登半島地震被災地への 職員派遣状況

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地に、災害派遣福祉チーム『DWAAT』が、初めて本県から派遣されました。

DWAATは、介護福祉士などの福祉専門職で構成された支援チームで、災害時に避難所に入り、避難者の福祉ニーズの把握や避難所の環境整備など、配慮が必要な方に福祉支援を行うものです。

1月30日、秋田県社会福祉会館において出発式が行われ、第1班として3人のチーム員が石川県に向けて出発しました。当初はDWAAT本部付けで、避難所を巡回するなどの情報収集活動を行いました。途中から志賀町地域交流センターに常駐して2月9日までの間、支援活動を行いました。

このほか、生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付業務の支援のため、本会職員2名が1月30日から2月3日まで、珠洲市において窓口相談業務にあたりました。

各種支援活動の長期化が予想される中で、本会としても関係機関と協力しながら今後も被災地支援を行ってまいります。

技術と信頼で明日を拓く



互大設備工業株式会社

代表取締役 脇 屋 憲 一

本社/秋田市添川字境内川原228-27

TEL.018(833)9270・FAX.018(834)6304

子どもの居場所づくりの 充実・強化に向けて

本会では、子どもの食や学習等の支援を通じて子どもの居場所づくりに取り組む団体等(以下「支援者」という。)の活動を支援するため、「あきた子ども応援ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を構築しています。

このネットワークの取組を充実・強化させるため、今年度、県が実施する「子どもの未来応援居場所づくり等支援事業」におけるコーディネーター配置事業を受託し、本会にコーディネーターを1名配置しました。

◆ コーディネーターによる訪問

令和5年6月から10月にかけてコーディネーターが各支援者(50団体等)を訪問し、子ども食堂や食料支援、制服等リユースなどの活動状況と支援者が抱えている課題の把握を目的としてヒアリングを行いました。

また、9月には「子ども食堂」「食料支援」「制服等リユース」「学習支援」ごとに活動状況に関するアンケート調査を行い、これらの結果を基に、11月に情報交換会を実施しました。

情報交換会では、それぞれの活動や工夫している取組、活動して明らかになった課題等を共有したほか、今後のネットワークに期待する取組について意見交換を行いました。

◆ 活動における課題

◆ 子ども食堂

- ・ 食料の確保(米・野菜と比べ肉・魚類の確保が難しい)
- ・ 食材や容器代の高騰による運営費の確保
- ・ 冷蔵、冷凍食品の保管場所、公民館等で実施する場合の食器等の保管場所の確保
- ・ スタッフ(ボランティア)の確保
- ・ 開催場所の確保と会場使用料の負担

◆ 食料支援

- ・ 寄附された食料品の偏り
- ・ 食料品の配送料など運営費の確保
- ・ フードBOXの回収、運搬が困難(BOXの設置場所を増やせない)
- ・ 保管場所の確保と在庫管理(冷蔵・冷凍庫の有無、賃借料の負担、消費期限の確認など)

◆ 制服等リユース

- ・ 制服等の在庫増による保管場所の確保(空調管理、賃借料負担など)
- ・ クリーニング代の負担
- ・ 制服等の在庫管理
- ・ 希望する学校、サイズと在庫の偏り
- ・ 制服等のデザイン変更によるリユース制服の取扱い(学校で着用不可の場合は廃棄料の負担)
- ・ 柔道着の取扱い(個人購入ではなく学校での準備へ)

◆ 学習支援

- ・ 教員OBや大学生等の指導者(ボランティア)の確保
- ・ 利用者の確保(支援が必要な児童・生徒への周知が難しい)
- ・ 開催場所の確保と会場使用料の負担
- ・ 学習意欲の向上

ネットワークに期待されること

こうした課題を解決し、支援者が継続して活動できるようネットワークによる取組が期待されています。活動場所や保管場所の確保、運営費等の財源確保については、市町村行政に対して協力を働きかけていく必要があります。

制服のデザイン変更等によるリユース制服や柔道着の取扱いについては、県・市町村教育委員会等へ必要に応じて要望書を提出していくことが考えられます。

また、県内で子どもの居場所づくりをサポートしてくれるボランティアの登録・調整機能をネットワークが一括で行うなど、誰でも気軽にボランティアとして参加できる仕組みづくりを検討する必要があります。こうした取組の実現に向けて、支援者と県・市町村行政、教育委員会、社会福祉協議会等との意見交換の場を設定するとともに、企業や関係団体等に対して連携と協力を働きかけていくなど、コーディネーターの活動を通して子どもの居場所づくりの充実・強化に向けて取り組んでまいります。

令和6年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償(*)		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

<引受幹事> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

皆様の善意

【令和5年12月9日から令和6年2月5日まで】



タブロス株式会社 様

・タブロス株式会社 様
300,000円



秋田県火災共済協同組合 様

◎ご寄附◎
・秋田県火災共済協同組合 様
224,809円



協和石油株式会社 様

・北都銀行職員組合 様
20,000円
・匿名 様 210,000円
・協和石油株式会社 様 100,000円



秋田県ヤクルト連合会 様

・匿名 様 10,000円
・秋田県ヤクルト連合会 様 400,000円



心葉(齊藤光子)様

◎物品預託◎
・心葉(齊藤光子) 様
《「愛の心葉」カレンダー1121部》
← 県内の市町村社協24か所へ



国際ロータリー第2540地区 様

・国際ロータリー第2540地区 様
6,501,029円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

問い合わせ先：総務企画部
☎ (018) 864-2711

・金 康宏 様 10,000円
・秋田春光懇話会 様 41,352円



秋田県労働福祉協議会 様

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎
・公益社団法人秋田県トラック協会 様 28,700円
・ギャラリー杉 様 51,124円
・秋田県労働福祉協議会 様 100,000円